

日本型直接支払

【令和5年度予算概算要求額 78,656 (77,452) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

＜事業の全体像＞

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

高度な多面的機能の発揮

環境保全型農業直接支払
2,831 (2,650) 百万円

生産方式
に着目

○ **自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援**



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

多面的機能の発揮

多面的機能支払
49,325 (48,702) 百万円

活動内容
に着目

【資源向上支払】

○ **地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援**

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外来種駆除

【農地維持支払】

○ **多面的機能を支える共同活動を支援**

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

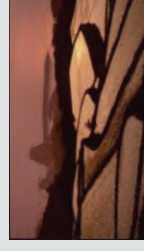
中山間地域等直接支払

26,500 (26,100) 百万円

対象地域
に着目

○ **中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進するため、農業生産条件の不利を補正**

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

多面的機能支払交付金

【令和5年度予算概算要求額 49,325 (48,702) 百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

＜事業目標＞

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 47,673 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

	都府県			北海道		
	①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	③農地維持支払 (共同)※1	④資源向上支払 (共同)※1	⑤資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	⑥資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,652 (1,652) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地維持支払

資源向上支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農地の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400
		畑	240
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	草地	40
			20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合	田	400
			320
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田	1,000
		畑	600
		草地	80
			40

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

中山間地域等直接支払交付金

【令和5年度予算概算要求額 26,500（26,100）百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止〔令和6年度まで〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

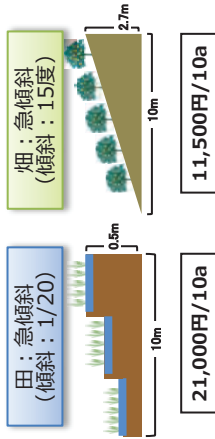
1. 中山間地域等直接支払交付金

26,200（25,800）百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

300（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 （超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） （超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）	14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 （田・畑）
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	3,000円 （地目にかかわらず）
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

日本型直接支払のうち
環境保全型農業直接支払交付金

【令和5年度予算概算要求額 2,831 (2,650) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

＜事業の内容＞

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,718 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113 (113) 百万円

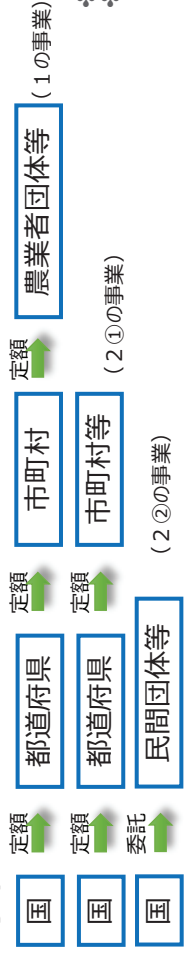
① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (104) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円

本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

＜事業の流れ＞



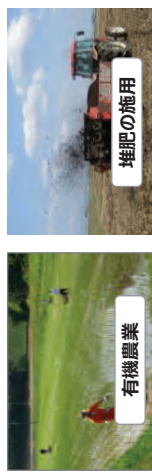
＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

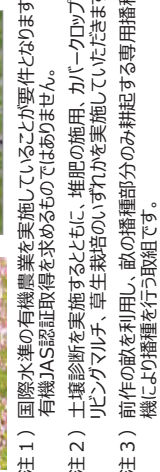
全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注2} に限り、2,000円を加算。	
堆肥の施用	そば等雑穀、飼料作物 ^{注1}	3,000
		4,400
カバークロップ		6,000
リピングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400 (3,200)
草生栽培		5,000
不耕起播種 ^{注3}		3,000
長期中干し		800
秋耕		800



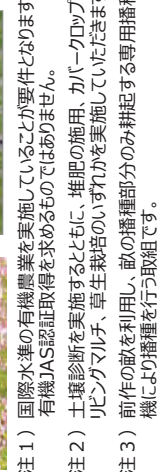
有機農業



堆肥の施用



カバークロップ



長期中干し

- 注1 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。
- 注2 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リピングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
- 注3 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援
(交付単価：4,000円/10a)

✧ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
✧ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

中山間地農業ルネサンス事業＜一部公共＞

【令和5年度予算概算要求額 49,509（40,700）百万円】

＜対策のポイント＞

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性を活かした活動の推進や各種支援事業の優先採択等を行うことで、中山間地農業を元気にします。

＜事業目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

① 中山間地農業ルネサンス推進事業

地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援のほか、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組を支援します。

② 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村型地域運営組織（農村RMO）を形成するため、地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく調査、計画策定や実証事業等の取組を支援するほか、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組や、中間支援組織の育成を通じた伴走支援体制の構築等に対して支援します。

農村RMO（Region Management Organization）：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

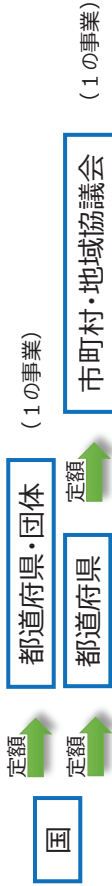
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域の特色を活かした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の一員として支援します。

＜事業の流れ＞



※ 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネサンス推進事業：計画策定・体制整備等を支援
「元気な地域創出モデル支援：具体的な取組を後押しし、優良事例を創出地域・ジリエンス強化支援：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援」
[中山間地複合経営実践支援：地域の特性を活かした複合経営の実践を支援]
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMOの形成支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策事業（未来型果樹農業等推進条件整備事業）
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス産地消対策
- ・ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策等）

[支援事業]
優先枠
優遇措置

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（放牧活用型持続的畜産生産推進）
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

[支援事業]
優先枠
優遇措置

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

中山間地農業ルネサンス事業における優遇措置等

※下線部は本年度拡充事項

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上、販売力強化、生活支援等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
複数の農村集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援

採択に当たっての配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション推進事業、農山漁村発イノベーション整備事業）及び最適土地利用総合対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス地産地消対策
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大
- 農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション整備事業のうち産業支援型）
加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
都道府県知事が特に必要と認める場合に、面積要件を適用せずに実施
- 農業農村整備関係事業
 - （1）農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等における受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - （2）農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
 - 農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（放牧活用型持続的畜産生産推進）
新たに繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和して実施

事業要件の緩和等

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の1/5に緩和（平地：20%超→中山間地：4%超）等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除

農山漁村振興交付金

【令和5年度予算概算要求額 13,777 (9,752) 百万円】

＜対策のポイント＞

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に対し、取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

＜政策目標＞

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）等

＜事業の全体像＞



コミュニティの維持と農山漁村の活性化・自立化

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-6744-2493）

農山漁村振興交付金のうち
最適土地利用総合対策

【令和5年度予算概算要求額 13,777 (9,752) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

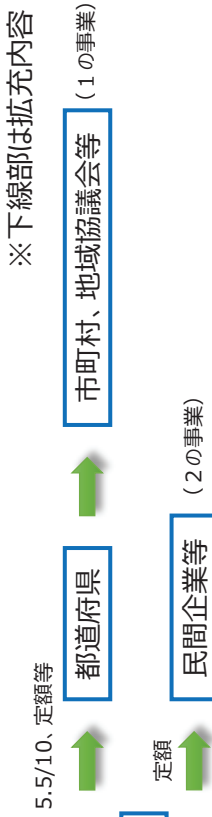
- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
 - ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための生産基盤整備や施設の整備
 - ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等農用地保全のための活動
- 【事業期間：最大5年間、交付率：5.5/10、定額（上限1,000万円/年）、粗放的利用支援：上限10,000円/10a）等】

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



中山間地域等の実情に即した最適かつ持続的な土地利用を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）

＜事業イメージ＞

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

【地域ぐるみの話し合い】

【土地利用構想の概定】

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

【土地利用構想図の策定】

【簡易な整備】

【生産基盤整備】

【加工・販売施設等】

【計画的な植林】

【鳥獣緩衝帯】

【蜜源作物の作付け】

【省力化機械の導入】

農山漁村振興交付金のうち
中山間地農業推進対策

【令和5年度予算概算要求額 13,777 (9,752) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成、デジタル技術の導入・定着に対する支援を実施します。

＜事業目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネサンス推進支援
中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援
収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、優良事例創出を推進します。
【上限500万円/地区・年（デジタル技術活用の場合は1,000万円/地区・年）】
【事業期間：上限3年間（デジタル技術活用の場合は5年間）】
- ③ 地域レジリエンス強化支援
地域レジリエンス強化連携協定に基づく災害時の避難等に関する活動を支援します。
（上限500万円/地区）
- ④ 中山間地複合経営実践支援
地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。
【事業期間：上限3年間（デジタル技術活用の場合は5年間）】
- ② 農村RMO伴走支援体制の構築
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

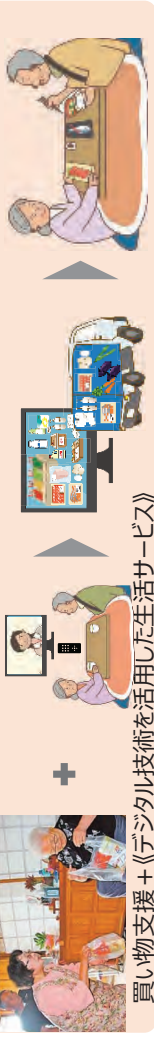


＜事業イメージ＞

1. ② 元気な地域創出モデル支援（デジタル技術活用）



オ 生活支援 + 《デジタル技術》



2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業



デジタル技術を活用した農村RMOの形成

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和5年度予算概算要求額 13,777（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数の農村集落の機能を補完する農村RMOの形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み地域運営組織（100地区［令和8年度まで］）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組に対して支援します。

【事業期間：上限3年間（デジタル技術活用の場合は5年間）、交付率：定額】

2. 農村RMO伴走支援体制の構築

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援します。

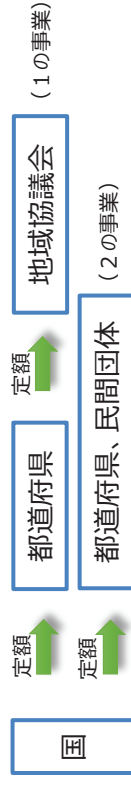
※下線部は拡充内容

農村型地域運営組織

（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

<事業の流れ>



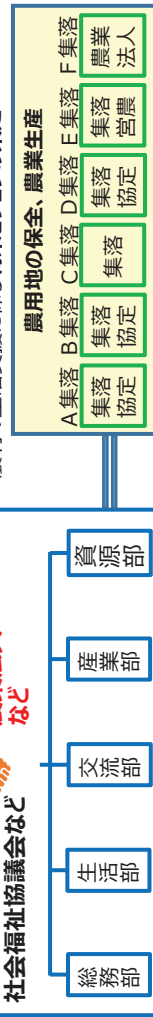
<事業イメージ>

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

〇〇むらづくり協議会
自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会など

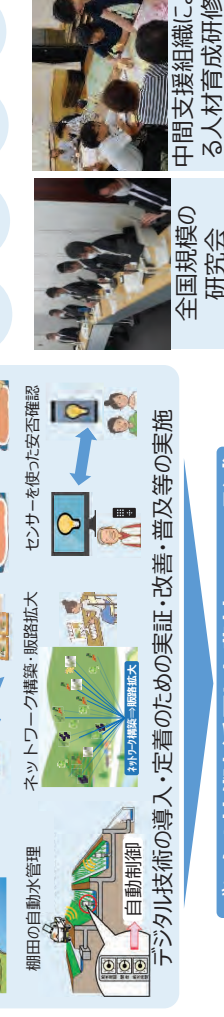
集落協定、集落営農
農業法人
など

資源部
産産部
交流部
生活部
総務部



農村RMOモデル形成支援

農村RMO伴走支援体制構築



デジタル技術を活用した農村RMOの形成

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）